

南丹市男女共同参画行動計画 ヒアリングシート

令和3年4月～令和4年3月

I 男女共同参画の意識づくり

重点課題1 男女共同参画の啓発

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針	達成度
(1) 広報・啓発活動の推進					
1 多様な媒体を利用した情報提供		○ 広報なんたん、なんたんテレビ、お知らせなんたん、市のホームページやフェイスブックなどの多様な媒体を活用し、男女共同参画に関する情報や、社会における女性の活躍に関する情報の広報、啓発を行います。			
	人権政策課		実施	・お知らせなんたんや市ホームページにおいて、女性相談の広報の掲載を行った。	A
2 講演会・講座等の開催		○ 男女共同参画に向けた意識づくりのため、男女共同参画週間（毎年6月23日から6月29日までの一週間）に合わせて、関係機関と連携してフォーラムや講演会などを開催します。 ○ 男女共同参画社会の推進につながるスキルアップ講座や、男性向けの育児教室・料理教室などを開催します。			
	人権政策課		実施	・フォーラムや講演会は新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら、実施した。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の配慮からスキルアップ講座、男性向けの育児教室・料理教室等は、中止した。今後は、開催できるよう努力していきたい。	B

3 「特定事業主行動計画」の進捗状況の公開		○ 「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく「特定事業主行動計画」の進捗状況を定期的に調査し、多様な媒体を活用して公開します。			
	人事課		実施	・市のホームページで公表した。	A

(2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供					
4	男女共同参画に関する調査・研究		○ 男女共同参画についての市民意識や企業・団体における取組状況を調査し、男女共同参画施策に反映させます。		
	人権政策課		実施	・当該調査（市男女共同参画行動計画ヒアリングシート）の公表を行なった。	A
5	男女共同参画に関する情報の収集・提供		○ 国や京都府、民間団体等における男女共同参画に関する各種情報や出版物などを収集し、市役所及び各支所等にて掲示及び設置を行うとともに、様々な事業所や組織等において啓発する機会をつくるなど、市民への情報提供に努めます。		
	人権政策課		実施	・男女共同参画に関する情報や出版物等（ポスター、チラシ含む）については、市役所等において掲示・設置し情報提供した。	A

I 男女平等の意識づくり

重点課題2 男女共同参画に関する学習の推進

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針	達成度
(1) 幼児期教育や学校教育等の推進					
6 一人ひとりの人権を尊重する教育の推進		○「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進」を図るべく、指導者（教職員など）の研修機会を提供し、就学前から計画的な人権教育・道徳教育の充実を図ります。			
	学校教育課		実施	・各学校・園単位の人権研修については、計画的に行われた。また、社会教育課で「人権教育講座」を開講し、教職員に対しては、それらを活用して自己研鑽につなげるように働きかけた。	A
	園部幼稚園		通年	・職員の人権意識向上のための研修会を実施した。 ・幼児の実態を踏まえ、幼児一人一人を大切にするために必要なかわり方について園内研修を行い、自己肯定感・自己有用感を育むと共に仲間を大切に作る集団作りに努める。	A
	八木中央幼児学園		通年	・職員の人権意識向上のための研修会を実施した。 ・乳幼児の実態を理解し、自己肯定感や自己有用感が育まれる保育、仲間を大切に出来る集団づくりのために必要な環境構成や保育者のかかわり方についての振り返りを行った。 ・今年度で3年目を迎える八木中学校ブロックでの「地域道徳」の取組において、道徳性の芽生えが他校種につながっていくことを共有することが出来た。	A
	八木東幼児学園		通年	・八木中ブロックの「地域道徳」の取組を進めた。道徳教育・仲間づくりのテーマを『じぶんだいすき ともだちだいすき』とあげ取組を進めた。挨拶運動の取組では、「八木大好き』な子どもの育成のためのツールであることを八木中ブロックの中で共有し、自己肯定感「自分は大切な存在」であることを実感できるようにしたい、そのために、安心感や居心地感、自分の居場所が実感できるように、高まっていきたいと、職員間で共有できた。 ・回覧絵本の取り組みでは、仲間作りの内容を選書し、親子読書の機会を働きかけた。	A

	園部保育所		通年	自分のことも友だちのこと大切にできる子どもを育てるために一人一人を尊重する保育を継続していく。	B
	城南保育所		通年	・多様性と児童の内面理解を深める為、人権研修会を開催した。児童を取り巻く環境や多様性を理解し、児童及び保護者一人ひとりに寄り添う関わりに務めた。	A
	日吉中央保育所		通年	・子どもの自己肯定感を育むための環境と援助の工夫について計画的に研修をしてきた。一人一人を尊重し、寄り添い、主体的に園生活が送れるようにすると共に仲間を大切にすることが意識できるよう保育を進めている。子どもの安定感、乳幼児期からの愛着形成が基盤となるため、今後も保護者に啓発活動を実施していきたい。 ・殿田中学校ブロックで「地域道徳」に取り組んでいる。計画的に地域の方とふれあい、優しさに触れる機会となった。	A
	胡麻保育所		通年	職員の人権研修を通して、子どもの権利条約を理解し、日々の保育の中で一人ひとりの子どもの思いを受け止めながら、保育士と子どもとの信頼関係を築き、子どもが自分の思いを出せる環境や自己肯定感を持ち、友達を大切に作る集団作りに努めている。	B
	みやま保育所		通年	・「豊かな人間性をはぐくむ保育の推進」に沿った職員の人権研修を計画的に行えた。 ・「人権感覚」の土台は乳児期の「愛着」と幼児期の「自尊心」ととらえ、子ども一人一人に寄り添った保育を進めた。	A
	知井保育所		通年	・「豊かな人間性をはぐくむ保育の推進」に沿った職員の人権研修を計画的に行えた。 ・「人権感覚」の土台は乳児期の「愛着」と幼児期の「自尊心」ととらえ、子ども一人一人に寄り添った保育を進めた。	A

7 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等での男女共同参画教育の推進		○ 幼児期から男女共同参画の意識が根付くよう、年齢に応じた保育、指導、教育を行います。			
	園部幼稚園		通年	・友達と喜びや悲しみなど感情体験を積み重ねていけるような遊びの充実を図ってきた。その中で友達の思いや良さに気づき、協力したり助け合ったりできる関係が築けるよう援助している。	A
	八木中央幼稚園		通年	・一人一人が愛されているという実感を味わい、自分の良さや個性を認められる保育を進めている。 ・様々な心を葛藤を積み重ねながら他者の気持ちを感じ、多様性を認め合える仲間作りを行うよう努めた。	A
	八木東幼児学園		通年	・幼児一人一人のあるがままの姿を受け止めると共に、一人一人の良さが活かされ、自己発揮できる環境を大切にし、居心地感・安心感・自己肯定感を育むと共に、仲間を大切にする集団作りに努めている。	B
	園部保育所		通年	大人の意識やかかわりから、子どもたちが大きく影響を受けることを認識し、偏見や思い込み、古い慣習などをなくしていくために引き続き努める。	B
	城南保育所		通年	・様々な遊びやそこで生じる感情体験の中で、自分の思いを出したり思いを伝え合ったりしながら、自己発揮と共に互いを受け入れる心の育成に務めた。	B

	日吉中央保育所		通年	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児期から園生活の中で遊びや活動等、自分で選択して行い、子どもたちの主体性を育てる環境を整えている。また、保育者はジェンダー平等を意識した言葉がけをするよう心がけている。 ・様々な経験の中、友達の良さに気づき、互いに認め合える仲間づくりができるよう豊かな関係性が育めるよう務める。 	A
	胡麻保育所		通年	子ども達が主体的に遊びに取り組めるように環境を調べ、日々の生活や遊びの中で心を動かす出来事を友達と共有し、互いの良さや、一緒にいることの楽しさが感じられるようにしている。	A
	みやま保育所		通年	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢ごとの育ちを明確に把握し保育の目標や内容を考慮し保護者、家庭、地域への働きかけを充実してきた。 ・人との関わりを通し、仲間関係を豊かに育てる保育や乳児期を安定させるための保育の担当制を取り入れた。 	A
	知井保育所		通年	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢ごとの育ちを明確に把握し保育の目標や内容を考慮し保護者、家庭、地域への働きかけを充実してきた。 ・人との関わりを通し、仲間関係を豊かに育てる保育や乳児期を安定させるための保育の担当制を取り入れた。 	A

8 性別にとらわれな い進路・生徒指導 の推進		○ 望ましい職業観や勤労観をはぐくむための取組であるキャリア教育（職場体験活動など）を通じて、固定的性別役割分担意識等にとらわれることなく生徒自らが主体的に進路を選択できるよう、教育活動を継続して推進します。			
	学校教育課		実施	・コロナ禍で制限はあったが、各学校においては、キャリアパスポートを活用して自己の特性と成長を自覚することを通じて自らの生き方を描くことができるようなキャリア教育を進めた。	B
	園部幼稚園		通年	<ul style="list-style-type: none"> ・ものや人など様々な環境と出会い、好奇心や探究心を養いながら自己の可能性を広げていこうとする幼児を育成する。 ・地域の人材を活用し、遊びや生活を豊かにする活動を提供していただき、自己選択して遊びに取組む面白さを感じる機会を計画していたが、新型コロナウイルス感染症が感染拡大をしていたことで外部からの講師様を受け入れできない状況が続いた。状況に合わせて今後も検討していく。（和太鼓遊び・筆遊び・サッカー） ・職場体験など、他校種交流の受け入れを通して小中高校生に憧れの気持ちを抱くことができる機会を今後も設けていく。 	B
	八木中央幼稚園		通年	<ul style="list-style-type: none"> ・モノや人など様々な環境と出会い、好奇心や探求心を養いながら自己の可能性を広げていこうとする子どもの育成。 ・地域の方や校種間での交流を通して多様な人と出会い、受け止められる心地よさが感じられる機会となった。 	A
	八木東幼児学園		通年	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児が自ら遊びや生活を創り出せる環境構成と援助の工夫し、自らやりたい遊びが充実し夢中になって遊び込める子どもを育む。 ・新型コロナウイルス感染予防のため、今までの交流ができなかったが、保護者の協力により、年長児が田植えの体験ができ、お米づくりの大変さや喜びを味わうことができた。 ・異年齢での活動を取り入れ、かかわりの中で、関わり方やいたわりの気持ちや自己肯定感が育むことができた。 	B

	園部保育所		通年	子どもたちが自分を発揮し、いきいきと保育所で過ごす姿がある。さらに互いの良さに気づき、認め合える集団作りを進める。	B
	城南保育所		通年	・中学生の保育学習交流や学生の保育実習等を通して、性別関係なく保育に携わる姿に親しみをもったり家族や保育所職員とは違う存在を知って憧れを抱いたりした。多様性を受け入れることや将来の展望の基盤に繋がる。	B
	日吉中央保育所		通年	・職場体験や大学生、看護学生等の保育実習、小学生との交流を通して、生徒・学生、身近な大人が憧れの存在に感じることができる場を設けることができた。 ・地域の方に専門的に栽培活動の指導をしていただく場を設ける。生命あるものを大切に育てようと探求心をもって活動を進められるように保育を進めている。	A
	胡麻保育所		通年	子ども達が自ら遊びたい遊びができるように環境を工夫し、ごっこ遊びなどを通して身近な社会や家庭を再現して遊ぶ姿から多様性を認めるようにする。 中学校の体験学習や看護学校の実習、地域の方との触れ合いを通して、様々な方に親しみを持って関わられた。	A
	みやま保育所		通年	・子どもたち一人ひとりが自分で選択でき、遊びこめる環境を工夫している。 ・物ごとを固定的にとらえず、多様性を認め尊重しあえるように人権研修を通して職員の意識改革を進められた。	B
	知井保育所		通年	・子どもたち一人ひとりが自分で選択でき、遊びこめる環境を工夫している。 ・物ごとを固定的にとらえず、多様性を認め尊重しあえるように人権研修を通して職員の意識改革を進められた。	B

(2) 家庭における教育の推進					
9 家庭における学習の推進		○ 家庭における男女共同参画に対する学習機会を充実させ、家庭の健全な発展と安定に努めます。また、PTA活動を通じて家庭における男女共同参画に関する教育の推進に努めます。			
	人権政策課		実施	・配偶者等からの暴力をなくす運動の展開で、府立園部高校の正門及び南丹市国際交流会館を期間中ライトアップし、啓発活動を実施した。 ・新成人に対し成人式において、DV対策（相談窓口等）の広報を実施した。	A
	社会教育課		通年	・各種PTA活動を通じて男女共同参画の趣旨を踏まえ推進されるよう要請した。	B
	園部幼稚園		通年	・家庭と園が連携し、共に幼児を育てるという意識を高め、健全な心身の形成に努める。 ・毎月の園だよりやHPにより子どもの学びについて発信する。 コロナ禍でPTA活動が例年のようになかなか実施できなかったが、保護者同士の学び合いの機会を提供する趣旨で、家庭教育学級子育て講演会としておしゃべり会を年令毎に開催する。	A
	八木中央幼児学園		通年	・「地域道德」の取組において「道德性の芽生え」に視点をあてた子どもの姿を発信し、家庭においても子どもの自己肯定感を高めるかかわりを推進してもらえるように進めた。	A
	八木東幼児学園		通年	・子どもの送迎や行事等の参加など、両親が分担しながらされている。昨年度から、挨拶運動を進めており、保護者の方へ、挨拶の利点やポイントを啓発していきながら進めている。ことの取組を通して、『自分は受け入れられている』という安心感を子ども達には持ち続けてほしい。家庭内でできる子育て委の共同に繋がっているのではないかとかがえる。	A

	園部保育所		通年	乳幼児期のかかわり、体験が人格や生き方に影響することの啓発をおこない、共に子育てを進める姿勢をもつ。	B
	城南保育所		通年	・保育の意図や家庭教育の重要性について、保育所からの便りや参加人数を制限した行事の開催で伝えることができた。行事の参加者に性差が無くなってきている。コロナ禍で保護者会の活動は縮小している。	B
	日吉中央保育所		通年	・コロナ禍のため、規模を縮小して保護者向け研修を実施する。すぐに役立つ内容にし、子育ての知識や技能を活かせるように働きかけている。 ・行事の参加や子どもの送迎に父親、祖父の姿が見られた際には声をかける等して、子育て参加の意識向上につなげている。	A
	胡麻保育所		通年	・子どもの送迎や保育所行事、懇談の参加など両親が分担されている姿が見られる。送迎時の連絡や保護者会活動、保育所だより、クラスだよりなどを通じて、家庭との連携を密にし、保育所と家庭がともに子どもを育てるという意識を持てるようにする。	A
	みやま保育所		通年	・保護者会研修会や保育所行事から、家庭における男女共同参画に対する意識づけをし、家庭の中で共同して子育てができるように取り組んだ。	B
	知井保育所		通年	・保護者会研修会や保育所行事から、家庭における男女共同参画に対する意識づけをし、家庭の中で共同して子育てができるように取り組んだ。	B
(3) 男女共同参画に基づく生涯学習の推進					
10	生涯学習における男女共同参画の啓発	○ 文化・スポーツ施設や公民館等で行われる文化活動やスポーツなどの生涯学習の場を活用し、男女共同参画に関する教育の推進に努めます。			
	社会教育課		通年	・文化・スポーツ施設や生涯学習施設で行われる文化活動やスポーツなどの生涯学習の場を活用し、意識の醸成を図った。	B

I 男女平等の意識づくり

重点課題3 男女の人権の尊重

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針	達成度
(1) 互いの人権を尊重する意識の醸成					
11 人権啓発の取組		<p>○ 広報なんたん、なんたんテレビ、お知らせなんたん、市のホームページやフェイスブックなどの多様な媒体を活用しながら、人権啓発の取り組みとして、男女共同参画の視点を取り入れた研修会や講演会、人権学習会などの啓発イベントを開催し、市民への周知を行います。</p> <p>○ L G B Tなど性的少数者の人権擁護のため、多様な媒体を活用しながら、理解促進に努めます。</p>			
	人権政策課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報なんたん人権啓発コーナー「ふれあい」において、市民へ啓発、周知した。 ・ 地域の人権研修の教材としてDVDなどを紹介している。 	A
	社会教育課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育・啓発推進協議会と連携し、年間を通じて人権教育講座や人権啓発等の教育など企画した。 	B

(2) メディアにおける人権尊重の推進

12 男女共同参画を進めるための表現の浸透		○ 公的機関の発行する刊行物が、男女共同参画の視点から適切な表現が用いられているかどうかの点検に努めます。			
	秘書広報課		実施	・「広報なんたん」並びに「お知らせなんたん」作成の際には、社会形態の多様化と社会の変化を十分認識するとともに、刊行物に相応しい適切な表現に努めている。併せて、より多くの人の目に触れるメディアへの発信についても、今後より一層表現方法等についての点検を行い、適切な表現による発信に努める。	A
13 メディアを正しく読み解く力の養成		○ 市民がメディアを適切に利用し、主体的な判断ができる能力を養うため、学習機会の提供に努めます。			
	秘書広報課		実施	・「広報なんたん」、「お知らせなんたん」、ホームページ、SNSにより、学習機会である市の事業等の発信に努めている。	A

Ⅱ 地域のあらゆる場における男女共同参画の推進

重点課題1 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針	達成度
(1) 家庭生活における男女共同参画の推進					
14 家庭生活における男女共同参画の推進		○ 固定的な性別役割分担を解消し、男女がともに家事、育児、介護などの家庭的責任を担うことができるよう、講演会や広報などによる啓発に努めます。			
	人権政策課		実施	・新型コロナウイルス感染拡大防止の配慮から男性向けの育児教室・料理教室等は、中止した。今後は、開催できるよう努力していきたい。	C
	保健医療課		実施	男性の家事参加のため、南丹市食生活改善推進員が中心となって男性の料理教室を開催。平成28年度から継続して年1回実施している。同時に「おやこの食育教室」や「生活習慣病予防教室」においても男性の参加を積極的に募っている。	A
15 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発		○ 男女がともに家事、育児、介護などの家庭的責任を担う環境を整えるため、育児・介護休業制度の周知とそれらの積極的な取得について、啓発を行います。			
	人権政策課		実施	・国・府関係機関から配布されるポスター、パンフレット、チラシを市役所内に掲示、配架することによる啓発活動周知を行った。今後についても、各種広報媒体を利用した啓発活動に努める。	A
	人事課		実施	・該当の職員には、積極的な取得について周知をおこなった。新たな育児休暇制度の周知については、全職員に向けて周知した。	A

(2) 地域社会における男女共同参画の推進					
16 地域活動における男女共同参画の推進		<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の自主的な取組を支援するとともに、男女がともに地域社会の担い手として参画できるよう関係団体やグループへ働きかけを行います。 ○ 自治会やPTA、自主防災組織などの地域活動において、活動が男女共同参画の視点で取り組まれるよう啓発を行います。 			
	地域振興課		1回/年	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決を目的に継続的に実施される事業に対して、補助をする「南丹市まちづくり活動交付金」の交付団体をはじめ、地域で活動する団体は、男女それぞれの視点で地域の課題を捉え、解決に向けて取り組まれた。団体同士の新たな繋がりより、これまで以上に地域の取り組みが活発になるよう、継続的に団体間交流会を開催し、交流の機会をつくる。 	A
	危機管理対策室		随時	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、自主防災組織、南丹市女性ネットワーク会議等に各種訓練への参加や啓発活動を行なった。 	B
	学校教育課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校において、PTA、学校運営協議会などが中心となり、地域と家庭と学校が連携した幅広い年齢層がふれあう機会を創出し、男女の別なく取組を進めた。 	A

(3) 防災対策における男女共同参画の推進					
17	防災活動・災害復興対策における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性別等によるニーズの違いなど、様々な立場の人に配慮した防災・災害復興対策を推進します。 ○ 家庭や地域、企業などにおける防火・防災に関する講習、また初期消火訓練や災害時などの初動訓練、救急講習等を実施し、男女共同参画の視点による防火、防災・減災対策を推進します。 			
	危機管理対策室		0回	・新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、各種研修会・講習会等を実施することができなかった。	C

Ⅱ 地域のあらゆる場における男女共同参画の推進

重点課題2 庁内における男女共同参画の推進

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針	%
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進					
18 審議会などの委員への女性の参画促進		○ 市政に女性の意見を反映させるため、市の審議会などにおいて、女性委員の占める割合が30%以上となるよう、女性の登用枠の拡大と登用の促進に努めます。			
	危機管理対策室		0回	南丹市防災会議 ※委員40人中2人	5%
	危機管理対策室		0回	南丹市国民保護協議会 ※委員40人中2人	5%
	危機管理対策室		0回	南丹市消防委員会 ※委員10人中1人	10%
	危機管理対策室		0回	南丹市交通安全対策審議会 ※委員20人中0人	0%
	総務課		0回	南丹市情報公開審査会 ※委員4人中2人	50%

	総務課		0回	南丹市個人情報保護審議会 ※委員4人中2人	50%
	総務課		0回	南丹市行政不服審査会 ※委員5人中2人	40%
	総務課		2回	南丹市指定管理者選定評価委員会 ※委員7人中3人	42%
	総務課		0回	南丹市公有財産の利活用及び処分等に関する検討委員会 委員会開催（選出）なし	—
	人事課		1回	南丹市特別職報酬等審議会 委員4名中1名が女性委員	25%
	人事課		4回	南丹市行政改革推進委員会 委員7名中3名が女性委員	43%
	人事課		0回	南丹市行政評価推進委員会 委員会開催（選出）なし	—
	監理課		2回	南丹市建設事業等執行審議会 ※委員5人中0人 改選に伴い女性委員選出の働きかけをしたが、選出には至らなかった。	0%

	監理課		0回	南丹市公共事業再評価審査委員会 ※委員5人中1人 次回の女性委員の選出については、更に働きかけを行いたい。	20%
	企画財政課		0回	南丹市総合振興計画審議会 委嘱中の委員なし	—
	企画財政課		2回	南丹市地域創生会議 ※委員10人中3人	30%
	地域振興課		3回	南丹市市民参加と協働の推進委員会 ※委員7人中3人	42%
	地域振興課		0回	南丹市景観審議会 ※委員8人中4人 令和3年度、審議会の開催なし	50%
	地域振興課		1回	南丹市地域公共交通会議 ※委員22人中3人 選出枠が決まっているため制限があるが、女性の登用について考慮していきたい。	14%
	情報課		1回	南丹市有線テレビ放送番組審議会 ※委員10人中2人 選出枠（団体）が決まっているため制限があるが、女性の登用について考慮していきたい。 (注)ケーブルテレビ事業の民間移管に伴い、R4年度中に放送事故が無ければ、令和4年度で廃止することになります。	20%

	環境課		0回	南丹市環境審議会 ※委員9人中2人 今後も女性の登用について働きかけていきたい。	22%
	市民課		3回	南丹市国民健康保険運営協議会 ※委員13人中4人女性委員の比率30%以上を目指し、被保険者代表を全て女性委員にお願いしている。今後においても継続予定。	31%
	人権政策課		1回	南丹市男女共同参画社会推進委員会 ※委員13人中10人	77%
	人権政策課		2回	南丹市文化センター運営審議会 ※16人中3人	19%
	地域医療室		0回	南丹市医療対策審議会 ※委員12人中 女性3人	25%
	保健医療課		2回	南丹市健幸まちづくり推進協議会 ※委員18人中 女性9人	50%
	社会福祉課		2回	南丹市立障害者支援施設運営委員会 ※委員15人中8人	53%
	社会福祉課		14回	南丹市障害者介護給付費等支給認定審査会 ※委員10人中1人	10%

	社会福祉課		3回	南丹市地域自立支援協議会 ※委員18人中3人	16%
	社会福祉課		1回	南丹市子育て発達支援センター運営委員会 ※委員15人中10人	66%
	福祉相談課		1回	南丹市民生委員推薦会 ※委員14名のうち、女性3名 ※女性委員の比率30%以上を目指して、選出方法の工夫に努力します。	21%
	福祉相談課		2回	南丹市地域福祉計画推進委員会 ※委員20名のうち、女性2名 ※構成団体に委員選出を依頼していますが、女性の選出に配慮されるよう働きかけていきます。	10%
	高齢福祉課		85回	南丹市介護認定審査会 ※委員20人中8人	40%
	高齢福祉課		0回	南丹市高齢者福祉センター運営委員会 ※委員10人中2人	20%
	高齢福祉課		1回	南丹市高齢者虐待防止ネットワーク会議 ※委員14人中2人	14%

	高齢福祉課		1回	南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 ※委員14人中3人	21%
	高齢福祉課		1回	南丹市老人ホーム入所判定委員会 ※委員7人中1人	14%
	子育て支援課		1回	南丹市子ども・子育て会議 ※委員：19人中15人	79%
	農業推進課		1回	南丹市農業振興推進協議会 ※委員13人中、女性は1人 令和3年度は、令和4年3月22日に開催。委員の任期は令和5年度末までであり、次期委員選考時に女性委員の登用増について検討する。	8%
	農山村振興課		1回	南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会 委員19人中0人 猟友会や森林組合などの代表者を委員に選任しています。 現在のところ、女性が代表者の委員の方はおられません。	0%
	農山村振興課		2回	南丹市の森林を考える会 ※委員18人中1人	6%

	都市計画課		2回	南丹市都市計画審議会 ※委員19人中女性委員1人	5%
	上水道課 下水道課 経営総務課		0回	南丹市上下水道事業審議会 上下水道に係る重要案件（料金改定、水道ビジョン、水洗化総合計画等の市の方針決定）について、必要に応じて委員を委嘱する。 意見を求める案件がなく、委員を委嘱していない。	-
	社会教育課		3回	南丹市社会教育委員会 ※委員12名中4名 委員選出について、女性委員の参画を考慮した	33%
	社会教育課		2回	南丹市放課後児童健全育成事業運営委員会 ※委員12名中4名 委員選出について、女性委員の参画を考慮した	33%
	社会教育課		2回	南丹市文化財保護審議会 ※委員13名中1名 引き続き女性委員の選出を推進する	8%
	社会教育課		1回	南丹市伝統的建造物群保存地区保存審議会 ※委員6名中2名 引き続き女性委員の選出を推進する	33%
	教育総務課		12回	教育委員 ※委員4人中2人 教育委員の任命に際し、南丹市発足以降、常に女性登用している。	50%

19 公募制度の導入促進		○ 市政によりいっそうの民意を反映させるため、審議会などの委員の公募制度の導入を促進し、女性の登用に努めます。			
	総務課		—	●南丹市公有財産の利活用及び処分等に関する検討委員会 次期委員を選考することになった場合には、女性の方にも興味をもって応募いただけるような方策を検討するなど、女性委員の登用に努めます。	—
	地域振興課		実施	●南丹市地域公共交通会議 公募は行っていない。 ●南丹市景観審議会 公募を行っている。今後も女性委員の選出について働きかけを行う。 ●南丹市市民参加と協働の推進委員会 公募を行っている。公募委員2人のうち1人が女性委員である。	50%
	人権政策課		実施	●南丹市男女共同参画社会推進委員 公募を行っている。今後も女性委員の選出について働きかけを行う。	0%
	子育て支援課		実施	●南丹市子ども・子育て会議公募 保護者、子育て経験者5人枠の結果、女性4人の応募があり、登用となった。	80%

	社会教育課		実施	●南丹市社会教育委員： 委員12名のうち公募委員1名は女性 今後も積極的に女性委員の選任を進めたい。	15%
	企画財政課		—	●南丹市総合振興計画審議会： 委嘱中の委員なし	—
	企画財政課		実施	●南丹市地域創生会議： 令和3年度公募の委員1人中1人	43%
20 女性の地位向上の促進		○研修の講師など、あらゆる人選機会において積極的に女性を登用するなど、社会の様々な分野で女性が占める割合が30%以上となるよう努めます。			
	人事課		実施	・令和3年4月1日現在の課長級の女性職員の占める割合は39.1%となった。部長級の女性職員は1名、次長級2名。	39%
	人権政策課		実施	・人権擁護委員 人権擁護委員の候補者推薦において、女性の割合が30%以上となるよう努めている。	35%
	子育て支援課		実施	・「子育てすこやかセンター事業」の研修会における講師については、6人中5人が女性である。	83%

(2) 女性の職域拡大と人材育成					
21	女性の職域拡大と 人材育成及び、管 理職への登用促進	<p>○ 女性の職域拡大及び能力開発をいっそう推進するとともに、管理職への登用促進に努め、女性の視点を市政推進に積極的に取り入れていきます。</p> <p>○ 女性の登用を図るため、研修機会の充実や男女に関わらず能力が発揮できる職場環境の整備に努めます。</p>			
	人事課		実施	・人事配置において、積極的に職域拡大を進めている。	39%

II 地域のあらゆる場における男女共同参画の推進

重点課題3 様々な分野での男女共同参画の推進

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針	達成度
(1) 女性のチャレンジ支援の推進					
22 職業能力などを開発するための支援の充実		○ 女性の職業能力の開発などのため、らら京都や京都ジョブパークとの連携のもと、講座などの開催情報や、起業に関する情報、学習機会を市役所及び各支所において提供するとともに、相談環境を整えるなど、女性の起業を支援します。			
	人権政策課		実施	・らら京都や京都ジョブパークと連携し、マザーズジョブカフェなど女性の起業や相談窓口との連携、情報提供を行った。	A
	商工課		実施	女性を限定にした相談窓口の開設や情報提供は行っていないが、起業に関するセミナーの開催のほか、国・府関係機関、商工会等から配布されるポスター、パンフレット等を市役所等に掲示、配架を実施。今後についても各種広報媒体を利用し、情報提供に努める。	B
23 再就職希望者に対する情報提供や講座の開催		○ 再就職希望者に対し、公共職業安定所など関係機関との連携のもと、就職活動に関わる情報提供や就職活動セミナーなどを行います。			
	人権政策課		実施	・らら京都や京都ジョブパークと情報を共有し、就活に関わる情報の提供、就活活動セミナーや求人紹介などの広報を行った。	A
	商工課		実施	国・府関係機関から配布されるポスター、パンフレット等を市役所内に掲示、配架、企業との連絡会議の際にパンフレットを配布することによる啓発活動の実施。またジョブパークやハローワークとも定期的に情報交換を行っている。今後についても、各種広報媒体を利用し、啓発に努める。	B

(2) 女性団体等の活動支援の推進					
24	女性の交流、活動への支援	○ 広域的な地域間交流により、男女共同参画に対する幅広い活動が行え、広い視野が養えるよう、啓発活動を中心に女性団体の交流やネットワークづくりを支援します。			
	保健医療課		実施	食生活改善推進員の中でも高齢化が進んでおり、移動手段が困難であったり家族の介護、自身の体調不良により活動に参加できない会員が増加し、会員数が減少している。養成講座は平成29年度から実施していないため、新たな会員獲得のために、食改活動の啓発と養成講座の実施に向けての取り組みをすすめる。また、現会員の育成研修は、令和3年度は5回の育成研修実施した。今後も活動を支援するためにも定期的な育成研修を実施する。	A
	人権政策課		実施	・南丹市女性ネットワーク会議の事務局として、女性の交流やネットワークづくりなどの取組を支援している。	A
	社会教育課		実施	・南丹市女性会の事務局として運営を支援している中で、自主的な女性交流事業を中心に女性団体の交流やネットワークづくりを支援した。	B
25	男女共同参画推進拠点の確立	○ 女性団体やグループなどの地域活動・交流を推進するための拠点となる施設を確保し、だれもが気軽に利用できる身近な施設となるよう機能の充実を図ります。			
	人権政策課		実施	・南丹市女性の館において、サークル活動、講座を開催している。また館の取組み等を紹介する広報誌の発行を行なった。	A

(3) まちづくりにおける男女共同参画の推進					
26	地域おこし、まちづくり、観光における男女共同参画の推進		○ 地域おこし、まちづくり、観光分野において、地域の活性化に向けて男女共同参画を進めるとともに、南丹市まちづくりデザインセンターなどの関係機関と連携して、人材育成や情報・学習機会などの環境づくりに努めます。		
	地域振興課		実施	・ 中間支援組織「南丹市まちづくりデザインセンター」との連携により団体間交流会などを開催しており、他団体との関係強化のみならず、活動に必要な知識やスキルを得るための学習機会の提供も行っている。	A

Ⅲ 働く場における男女共同参画の推進

重点課題1 職場における男女共同参画の推進

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針	達成度
(1) 男女平等の推進					
27 「男女雇用機会均等法」等の周知徹底		○ 「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「パートタイム労働法」「女性活躍推進法」等の周知を図るため、様々な広報媒体を活用した啓発活動に努めます。 ○ 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進や待遇の改善に向けての啓発を行います。			
	人権政策課		実施	・国・府関係機関から配布されるポスター、パンフレット、チラシを市役所内に掲示、配架することによる啓発活動を実施した。	A
	商工課		実施	国・府及び関係機関から配布されるポスター、パンフレット等を市役所内に掲示、配架することによる啓発活動の実施。今後についても、各種広報媒体を利用し、啓発に努める。	A
	人事課		実施	・夏季休暇の取得の徹底と併せ、ワークライフバランスを見直すため年次有給休暇の取得を促している。	B
28 非正規労働者などの就業条件の整備		○ 様々な広報媒体を活用し、非正規労働者が不当な扱いを受けることがないよう、関連法規や相談窓口等の広報を行います。			
	商工課		実施	国・府及び関係機関から配布されるポスター、パンフレット等を市役所内に掲示、配架することによる啓発活動の実施。今後についても、各種広報媒体を利用し、啓発に努める。	A

29 就労や労働に関する相談窓口の充実		○ 様々な広報媒体を活用し、就労、労働に関する相談窓口の周知を行います。 ○ 京都ジョブパークやハローワークなどと連携し、労働相談、就労相談機関の案内や助言に努めます。			
	商工課		実施	国・府及び関係機関から配布されるポスター、パンフレット等を市役所内に掲示、配架することによる啓発活動、ジョブパークやハローワークとの定期的な情報交換の実施。 今後についても、各種広報媒体を利用し、啓発に努める。	A
	人権政策課		実施	・京都府等と連携し、就職支援セミナーを実施した。 ・国・府関係機関から配布されるポスター、パンフレット、チラシを市役所内に掲示、配架することによる啓発活動を実施した。	A
30 働く女性への妊娠中・出産後の配慮		○ 女性が妊娠中・出産後においても働きやすい職場づくりを目指すとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いが起こらないよう、啓発を行います。			
	人事課		実施	・妊娠中や出産後の職員が安心して働けるよう各種の制度を設けているが、さらに制度の周知を図り、制度が活用できる職場環境づくりに努める。	B
	人権政策課		実施	・らら京都や京都ジョブパークと連携し、就活に関わる情報の提供、就活活動セミナーや求人紹介などの広報を実施した。	A
	商工課		実施	国・府及び関係機関から配布されるポスター、パンフレット等を市役所内に掲示、配架することによる啓発活動の実施。 今後についても、各種広報媒体を利用し、啓発に努める。	A
	議会事務局		実施	・女性をはじめとする多様な人材の議会活動を促進するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図り南丹市議会会議規則に規定した。 (令和3年3月改正) ※令和3年4月1日～令和4年3月31日は実績なし	—

31 「一般事業主行動計画」の策定促進		○ 市内の事業所等に対し、「女性活躍推進法」に定められた「一般事業主行動計画」を策定するよう、啓発に努めます。			
	人権政策課		実施	・国・府関係機関から配布されるポスター、パンフレット、チラシを市役所内に掲示、配架することによる啓発活動実施した。	A

(2) 職場のセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、パワー・ハラスメント（パワハラ）等の防止に向けた取組					
32	庁内におけるセクハラ、パワハラ等の防止に向けた取組		○ 市役所庁内においてセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等が発生しないよう、セミナーや説明会等を通じて啓発を行います。		
	人事課		実施	・研修等を通じ啓発を行った。（係長以上職員、管理職対象）	B
	人権政策課		実施	・職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止に向けた対策を推進するよう、ビデオを購入し、研修会で活用いただいた。	A
33	セクハラ、パワハラ等の防止に向けた事業所等への啓発		○ 職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止に向けた対策を推進するよう、市内の事業所等に啓発を行います。		
	人権政策課		実施	・職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止に向けた対策を推進するよう、ビデオを購入し、貸出を行っている。	A
34	セクハラ、パワハラ等の被害者に対する相談・支援体制の充実		○ 職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の被害者に対し、関係機関・団体等と連携しながら、相談・支援体制の充実に努めます。		
	人権政策課		実施	・月2回 第2・第4水曜日に専門の女性カウンセラーによる女性相談を実施している。相談カードを設置した。	A

Ⅲ 働く場における男女共同参画の推進

重点課題2 仕事と家庭、社会活動等の両立支援

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針	達成度
(1) 多様な働き方ができる就業環境の整備					
35 仕事と家庭の両立に向けた意識啓発		○ 市民、事業者を対象とした講演会、講座などの開催により、ワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を行います。			
	人権政策課		実施	・京都ウイメンズベース（ワーク・ライフ・バランスセンター）と連携し、ワークライフバランス推進強化月間（7・8月）を中心に啓発を実施した。	A
36 育児・介護休業を取得しやすい環境づくり		○ 女性に限らず、男性も育児休業や介護休業が取得しやすい職場づくりができるよう、市民や事業者に対して制度の普及、啓発に努めます。			
	人事課			・市民、事業者を対象とする講演会等の開催はしていない。	※
	人権政策課		実施	・国・府関係機関から配布されるポスター、パンフレット、チラシを市役所内に掲示、配架することによる啓発活動を実施した。	A
	商工課		実施	国・府及び関係機関から配布されるポスター、パンフレット等を市役所内に掲示、配架することによる啓発活動の実施。今後についても、各種広報媒体を利用し、啓発に努める。	B

37 多様な就労形態の普及		<p>○ 時短勤務や自宅勤務など多様な就労形態について、パンフレットなどを活用した広報活動を行います。</p> <p>○ 多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるように、企業及び市民への啓発活動を行います。</p>			
	人権政策課		実施	・らら京都や京都ジョブパークと連携し、就活に関わる情報の提供を行っている。	A
	商工課		実施	国・府及び関係機関から配布されるポスター、パンフレット等を市役所内に掲示、配架することによる啓発活動の実施。今後についても、各種広報媒体を利用し、啓発に努める。	B
(2) 子育て支援策等の充実					
38 子育て支援の拠点施設の充実		<p>○ 子育て支援の拠点である南丹市子育てすこやかセンターにおいて、保護者同士の交流の機会を広げるとともに、保育アドバイザーの設置など、子育てに関する悩みなどの相談に応じ、保護者の育児不安と育児の孤立化の解消を図ります。</p>			
	子育て支援課		実施	・直営事業として実施している子育てすこやかセンター（延3,062人）の他、委託事業として八木（延2,427人）、日吉（延384人）、美山（延165人）、園部（延438人）においても事業を実施し、交流・情報交換の場づくりとして幼児と保護者の多様な機会と居場所を提供した。	A
	園部幼稚園		通年	<p>・保護者の育児に対する支援の必要性が高まってきている。個人懇談会や日々必要に応じて保護者からの相談に個別に応じ、育児不安の解消に努めている。</p> <p>・すこやか学園運営を通して、2歳児親子の遊びの場の提供と共に母親の子育ての悩みを支援している。</p> <p>・毎週水曜日をすこやか学園教育相談日として園開放し、希望者の相談に応じている。（すこやか学園対象）</p> <p>・子育てすこやかセンターからの情報を得て就園前の親子について連携することで滑らかな接続ができる。今後幼稚園からも積極的に発信していきたい。</p>	A

	八木中央幼児学園		通年	・個人懇談会や毎日の登降園の時間などに、子どもの様子を保護者に連携したり、子育てについての悩みを聞いたりして育児不安などを解消するよう努めている。	A
	園部保育所		通年	関係機関との連携を図りながら今後も継続して保護者に寄り添いながら子どもの育ちを支えていく	B
	城南保育所		通年	・送迎時の連携や個人懇談会・随時家庭訪問の機会をもち、悩みや相談に応じる。また、子育てすこやかセンター等と連携した家庭支援を行っている。	B
	八木東幼児学園		通年	・保護者との連携を取り、懇談など必要に随時相談に応じ、育児不安や育児の孤立化を解消するように努めている。	B
	日吉中央保育所		通年	・保護者の悩みや忙しさに寄り添いながら日々の保育の充実を図る。 ・個人懇談や必要に応じて家庭訪問を行い、保護者と連携を図り、育児不安を解消するように努めている。参観や行事、保護者対象の研修を行い、保護者の交流の場として実施している。	A
	胡麻保育所		通年	送迎時や連絡ノートなどで、保護者との連携をとりながら、その都度相談に応じ、家庭との連携を密にして、保護者の子育てに対する自信や意欲を支え、サポートを行っている。	A
	みやま保育所		通年	・子育てすこやかセンターからの情報を迅速に保護者に周知するとともに、保護者と連携をとりながら、個別懇談、随時相談にも応じた。 ・保護者会と連携を取りながら親子活動を行い、保護者同士の学びや交流の場を提供できた。	A
	知井保育所		通年	・子育てすこやかセンターからの情報を迅速に保護者に周知するとともに、保護者と連携をとりながら、個別懇談、随時相談にも応じた。 ・保護者会と連携を取りながら親子活動を行い、保護者同士の学びや交流の場を提供できた。	A

39 多様な保育サービスの充実		○ 多様化する保護者の就労状況や病 気、育児疲れなど、緊急時の対応とし て、一時保育や延長保育、低年齢児保育 を充実し、利用しやすいサービスの充実 に努めます。			
	子育て支援課		通年	・就学前児童の健全育成に努めるとともに、保護者の就労等を支援するため、低年齢児保育や延長保育（緊急・非定型）など、多様な保育ニーズに対し柔軟かつ積極的な取り組みを進めている。	B
	園部幼稚園		通年	・預かり保育の3歳児からの受け入れや、第1、第2水曜日の実施、緊急時の預かりなど、出来る限りの幅を広げてきたことで利用者が増え、働く保護者の支援につながっている。 ・就労しながらも幼稚園に通わせたい保護者からは、水曜日全面実施や、夏季休暇中の実施要望がある。今後要望の実現には環境整備と人材確保が必要である。	A
	八木中央保育所		通年	・多様化する保護者ニーズに対し、現時点は人材と保育室等の確保が課題となり、限られた人数での受け入れをしている。	B
	八木中央幼稚園		通年	・預かり保育の需要が増えつつあるが、専属の担当者の確保ができていないため、クラス担任の負担となっている現状がある。また、保育室やカリキュラムの充実が今後の課題となる。	B
	八木東幼児学園		通年	・子どもを取り巻く環境や保護者の就労に応じ、早朝保育、延長保育、緊急一時保育、待機児童解消につながる園児の受け入れなど、子どもの健全育成と子育てに対して、柔軟に支援している。	B

	園部保育所		通年	引き続き職員間で連携を密にし、引き続き保護者が安心して就労に向かえるように支援していく	B
	城南保育所		通年	・一時保育・早朝保育を実施 ・多様化する保護者の状況に応じ、短時間認定の家庭も申し出により延長保育を実施している。	A
	日吉中央保育所		通年	・家庭状況や就労に応じて一時預かりの対応をしている。今年度は利用無し。	A
	胡麻保育所		通年	保護者の就労状況に応じて、早朝保育や延長保育を実施している。 一時預かりなど柔軟な対応をしている。	A
	みやま保育所		通年	・保護者の就労状況に応じ、早朝・延長保育、随時入所、一時預かりなどを実施し、子育てに対し柔軟に対応、支援ができた。	A
	知井保育所		通年	・保護者の就労状況に応じ、早朝・延長保育、随時入所、一時預かりなどを実施し、子育てに対し柔軟に対応、支援ができた。	A

40 子育て支援制度の充実		<p>○ 育児疲れで子育てなどが困難な世帯に対して、子育てサポーターを派遣して、子どもの世話や家事などの支援を行います。</p> <p>○ ファミリー・サポート・センター事業を実施し、利用会員と援助会員による相互支援制度の充実を図ります。</p>			
	子育て支援課		通年	<p>・ファミリー・サポート・センター事業については登録会員数数は微増している。今後も地域の中での子育て支援を目指して、相互援助活動が拡大するように努める。</p> <p>登録会員数 323人（令和3年3月末）→334人（令和4年3月末）</p>	A
	園部幼稚園		通年	<p>・必要に応じて他機関との連携が図れるようにしている。利用家庭は少ないが、子育て支援課、すこやかセンターと綿密に連携を図っていきたい。</p>	B
	八木中央保育所		通年	<p>・緊急時対応の一時保育、就労対応は要望は多いが対応しきれていない。</p> <p>・ファミリーサポートセンター事業を広め、活用している。</p>	B
	八木中央幼稚園		通年	<p>・現在、預かり保育は、就労、子育て支援（検診、参観など）は限定的な利用となっているが、核家族も増えており身近に頼るところがない家庭においては、子育て支援の観点から門戸をもう少し開けても良い。そのためには、人材確保が課題である。</p>	B
	八木東幼児学園		通年	<p>・緊急一時保育の受け入れは整えられている。</p> <p>・保護者の就労状況や家庭状況に応じて、ファミリーサポート事業について知らせている。</p>	B
	園部保育所		通年	<p>関係機関との連携を図りながら今後も継続して保護者に寄り添いながら子どもの育ちを支えていく。</p>	B
	城南保育所		通年	<p>・ファミリーサポートセンター事業について広める。</p> <p>・必要な時に助けてもらえるように登録はあったが、利用は無かった。</p>	B

	日吉中央保育所		通年	・保護者にファミリーサポート事業について知らせている。今年度は利用者無し。	A
	胡麻保育所		通年	ファミリーサポートセンター事業について、保護者に知らせているが、今年度の利用者はない。	A
	みやま保育所		通年	・ファミリー・サポート・センター事業について保護者には知らせているが、今年度の利用はない。	A
	知井保育所		通年	・ファミリー・サポート・センター事業について保護者には知らせているが、今年度の利用はない。	A
41 児童虐待防止策の充実		○ 乳幼児や児童・生徒等に対する虐待の早期発見・早期対応に向け、多様な媒体を活用した広報を行うとともに、被害者や課題者に対する相談体制の充実に努めます。			
	子育て支援課		実施	・関係機関との連携を図りながら児童虐待の早期発見に努めるとともに、家庭児童相談員が随時養育相談を行っている。また、子ども自らが相談できる連絡先を記載した「子どもSOSカード」を作成し、小中学生全員（約2,400枚）に配布した。	A
	保健医療課		実施	・妊娠届出面接を丁寧に行い、必要時子育て支援課をはじめ、関係機関に連携を行う。 ・パパママ教室を日曜日開催で実施し、子育ても夫婦が協力して行うことが大切であることを内容に盛り込んでいる。 ・乳幼児健診や子育て相談をはじめ、あらゆる母子保健事業を実施する際、すべてのスタッフが虐待予防の視点を持ち、関係機関と連携して虐待の早期発見、支援を行う。 ・新生児訪問や乳幼児健診でリーフレット等を配布し虐待予防の周知を図る。	A

	学校教育課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策委員会に参加し、関係機関と連携できた。 ・キントーンを活用した要対協児童生徒の情報の共有も積極的に行った。 	A
	園部幼稚園		通年	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園は発見や防止に直結する場であることを意識し、保護者の子育てや不安・悩みを受け止められるよう努める。 ・情報は情報連携システム（キントーン）を介して他機関と連携を図り、早期対応が出来るようにしている。 	A
	八木中央幼児学園		通年	<ul style="list-style-type: none"> ・日々、園児に変化がないか観察し、保護者との信頼関係を大切にしながら、支援を行っている。 ・情報は情報連携システム（キントーン）を介して他機関と連携を図り、早期対応が出来るようにしている。 ・職員研修を受け、専門性を高めるよう努めている。 	A
	八木東幼児学園		通年	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の保育の中で、子どもへの視診・触診、登園の遅い子どもへの電話連絡を行い、子どもの様子把握に努めている。 子どもや家庭の様子で気になる事柄は、子育て支援課や保健医療課と連携を取りながら、子どもの家庭背景や相談内容を連携している。気になる子どものについては、毎月の様子を連携し関係機関と共有している。 	A
	園部保育所		通年	<ul style="list-style-type: none"> 保育現場だから気づける子どもの異変、身体的なことを、迅速に関係機関と共有し、適切な支援や措置へとつなげた。 	B
	城南保育所		通年	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課他関係機関との連携ツールキントーンを利用し、随時情報共有ができる体制が整っている。 子どもの言動・身体の様子等きめ細かに把握をすると共に、保護者への啓発ポスター等も掲示し、虐待防止・早期発見に繋げている。 	A

	日吉中央保育所		通年	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児の家庭状況や健康状態を把握し、職員が共通理解のもと保育を行う。また、キントーンを活用し、ケースに関わる各関係機関との情報共有を行っている。 	A
	胡麻保育所		通年	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の子育てに対する悩みや相談に乗り、子育てに対する不安や悩みを受けとめられるように努めている。 ・キントーンを使用し、関係機関と情報共有を行っている。 	A
	みやま保育所		通年	<ul style="list-style-type: none"> ・朝の受け入れ時の保護者との会話によるチェックや着脱時等、日々の身体チェックにより。早期発見、早期対応に努めた。 ・個人懇談会や家庭訪問など随時行い、保護者との関係構築に努めてきた。 ・子育て支援課や関係機関と連携をもち、キントーンによる情報共有体制をとっている。 	A
	知井保育所		通年	<ul style="list-style-type: none"> ・朝の受け入れ時の保護者との会話によるチェックや着脱時等、日々の身体チェックにより。早期発見、早期対応に努めた。 ・個人懇談会や家庭訪問など随時行い、保護者との関係構築に努めてきた。 ・子育て支援課や関係機関と連携をもち、キントーンによる情報共有体制をとっている。 	A

Ⅲ 働く場における男女共同参画の推進

重点課題3 自営業における男女共同参画の推進

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針	達成度
(1) 方針決定過程への女性の参画促進					
42 家族経営協定の普及		○ 京都府農業改良普及センターと連携して、全員の自由な意思に基づいて「農業経営の方針」「役割分担」「収益配分」など、それぞれの家にあった「家族経営協定制度」の普及を図ります。			
	農業推進課		実施	・夫婦による就農相談や夫婦で「認定農業者」や「認定新規就農者」の承認を受ける方も微増しており、経営の主体として女性が関わる体制の支援を引き続き推進したい。	A
43 経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供		○ 各関係団体などとの連携のもと、農林業、自営業に携わる女性の経営能力や技術を向上させるために、情報提供や研修会などを行います。			
	農業推進課		実施	・市の独自事業として開催はできなかったが、府との連携により女性農業者のネットワーク活動などが実施され、参加の呼びかけなどを行った。女性による農業経営の拡大は、今後においても重要なキーワードであり、積極的な働きかけを推進していく。	A
	農山村振興課		実施	・女性のみを対象とした研修ではないが、有害鳥獣被害対策に関する南丹地域野生鳥獣被害対策チームによる「地域ぐるみの野生鳥獣被害対策診断事業」を実施し、女性農業者の方も積極的に参加してもらうよう呼び掛け、5名程度の女性参加者があった。今後も積極的に女性農業者の参加を呼び掛けていきたい。	A

(2) 就業条件と環境の整備					
44	農業や自営業などにおける労働条件の改善のための啓発		○ 労働時間や休日等が不明確になりがちな農業、自営業における女性の労働条件の改善に向け、相談体制を整備し、家族の理解を深めるための広報、啓発活動を行います。		
	農業推進課		実施	・関係機関との連携により、家族経営協定締結の促進などを通じた役割分担の意識向上を図り、農業者の労働時間や休日等が明確化されるよう働きかけていきたい。	A

IV 安心・安全な男女共同参画社会づくり

重点課題1 高齢者・障がいのある人等への支援の充実

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針	達成度
(1) 高齢者・障がい者等の社会参画に対する支援					
45 高齢者・障がいのある人などの生きがいづくりのための支援		○ 高齢者、障がいのある人などが住み慣れた地域で充実した生活を継続するため、学習、スポーツ、交流活動が行えるよう、自立をサポートできる体制づくりと広報・啓発活動に努めます。			
	高齢福祉課		実施	・各地区老人クラブ連合会や単位老人クラブの活動を支援し、高齢者同士の仲間づくりや健康づくりの推進を継続したが、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大もあり、例年よりも活動は低調なものであった。 引き続き、高齢者等の居場所や地域コミュニティの一つとして老人クラブ活動が継続できるよう、必要な支援を行う。	A
	社会福祉課		実施	・当事者団体の活動支援や精神障がいのある人のグループワークの開催、地域活動支援センターの設置など、障がいのある人が社会参加できるよう多様な手法を提示している。	A
	社会教育課		実施	生涯学習講座を全世代を対象に実施することとしたため、高齢者のみ対象の講座は実施していない。 南丹市独自の障がいのある人を対象とした講座については、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていない。ただ、京都府主催のリーダー研修等については参加することができた。	B

46 高齢者・障がいのある人などの就労支援		<p>○ シルバー人材センターを中心とした関係機関と連携し、高齢者の豊富な知識、経験、技能を生かした就労促進や、障がいのある人の自立や能力向上を進めるための就労支援策の充実に努めます。</p> <p>○ 高齢者雇用対策の推進や、障がいのある人の就労促進に向け、企業などへの働きかけや、就労希望者に対する就労情報の提供を行います。</p> <p>○ 市役所庁内において、障がいのある人の雇用率向上に努めます。</p>			
	高齢福祉課		実施	<p>・ 高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識を生かすとともに、高齢者の社会参加機会や就業機会の確保のため、シルバー人材センターに対しての支援を行った。</p> <p>今後も、高齢者の生きがいづくりの場の確保の一つとして、同センターへの支援を継続していく。</p>	A
	社会福祉課		実施	<p>・ 市内障害者就労支援施設で構成する障害者就労支援ネットワーク会議を開催し、共同受注窓口の開設や事業所見学会などを実施し、利用者の工賃アップや就労の場の確保に向けた取り組みを進めている。</p>	A
	人事課			<p>障害者活躍推進計画を策定した。法定雇用率の達成に向け障害者雇用に取り組んだが、令和3年度には達成に至っていない。</p>	B
47 高齢者・障がいのある人などの生活の場の拡充		<p>○ 高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で自立して暮らせるよう、サービス提供事業者などと連携しながら、グループホームなど生活の場の拡充に努めます。</p>			
	高齢福祉課		実施	<p>・ 各関係機関やサービス提供者・地域住民などの協力を得ながら、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるように支援する地域包括ケアシステムの構築・深化に努めており、今後も引き続き必要な検討・調整を行う。</p>	A
	社会福祉課		実施	<p>・ 障害者基幹相談支援センターが中心となり、障害福祉事業者等と障がい者支援ネットワーク会議を開催し、ニーズの把握と社会資源拡充に向けた取り組みを進めている。</p>	A

(2) 高齢者・障がいのある人への福祉サービスの充実

48 権利擁護の推進		○ 判断能力が十分でない高齢者や障がいのある人などが、地域において安心して自立した生活が送れるよう、地域包括支援センターなどと連携を図り、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の周知・啓発に努め、相談・支援ができる体制づくりを推進します。			
	福祉相談課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉相談課内に権利擁護・成年後見センターを設置し、市民及び支援者からの成年後見制度に関する相談・支援に取り組んでいる。 ・相談・支援について、相談支援員（社会福祉士）による相談受付を週4日実施し、さらに専門的な相談に対応するために弁護士・司法書士による専門相談を月1回開催している。 ・制度の周知啓発について、関係機関での紹介や広報などたんの専門相談の案内等を実施した。 ・今後も機会をとらえて制度の普及・啓発・利用支援に取り組む。 	B
	高齢福祉課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ・相談があった事例で権利擁護の必要性があると考えられる場合は、地域包括支援センターと連携し、訪問・聞き取り等を実施したうえで、必要に応じて権利擁護事業につなげたり、成年後見センターとも連携して成年後見制度の利用につなげられるような体制づくりに努めている。 	A
	社会福祉課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護・成年後見センターと障害者基幹相談支援センターが連携・協議を図りながら進めている。 	A

49 各種福祉サービスの充実		○ 介護保険制度、障がい者福祉制度など、福祉サービス事業については、保健、福祉、医療等各関係機関と連携を図り、より積極的に高齢者、障がいのある人などの自立支援に向けての制度の充実を図ります。			
	高齢福祉課		実施	<p>・南丹市社会福祉協議会や南丹市福祉シルバー人材センター、関係医療機関等とも連携しながら、高齢者が地域で自立した生活を続けられるよう、各種介護保険サービスを提供している。</p> <p>今後も引き続きサービスを提供するとともに、感染症予防対策等必要に応じた検討を加え、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるように支援していく。</p>	A
	社会福祉課		実施	<p>・地域自立支援協議会や障害者基幹相談支援センター等と連携し、取り組みを進めている。</p>	A

50 介護に携わる人材の育成		<p>○ 介護職員初任者研修受講者支援事業の実施や、介護福祉士の資格取得に必要な研修・講習会等の受講に対する支援などを通じ、人材の確保や育成・資質向上を図ります。</p> <p>○ 人材育成に積極的な福祉事業所を府が認証する、きょうと福祉人材育成認証制度への登録や認証取得への取組を、市内の介護保険事業者等に対し啓発・促進します。</p>			
	高齢福祉課		実施	<p>・市内の介護人材確保を目的として一定の条件を満たす方を対象に、介護職員初任者研修費用の一部を助成している。また、市内の介護支援専門員に対する研修を市が実施することと併せ、府が実施している研修等の情報を各事業者へ提供し、従事者のスキルアップにもつなげている。</p> <p>現時点でも介護人材の不足は各事業者を悩ませている問題であり、今年度は京都府とも連携して介護人材の確保・定着に向けた取り組みを実施した。</p> <p>今後も引き続き取り組みを進めていくとともに、必要な施策等について検討をしていきたい。</p>	A
51 相談体制の充実		<p>○ 福祉事務所に配置している専門相談員や、各町に市から委嘱し配置されている相談員（身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員）とも連携するなど、問題解決に結びつきやすい環境整備に努めるとともに、啓発活動を積極的に行います。</p>			
	福祉相談課		実施	<p>・福祉の総合的な相談窓口として、本人や家族、支援者や関係者から相談を受け付け、相談内容を聞き取ったうえで、専門の窓口や関係機関へ案内しています。</p> <p>・必要に応じて、今後の支援に関する情報提供や福祉サービスの利用調整を目的に、改めて相談者と面談の機会を設定して、継続した相談にも応じています。</p> <p>・複数の課題を抱えるケースであれば、相談者の課題解決に向けてケース会議を開催し、複数の関係機関・支援者が集まって、支援方針について話し合い、役割分担を確認しています。</p>	B

	高齢福祉課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に関する相談は、主に南丹地域包括支援センターが窓口として対応しているが、認知症のある方や高齢者虐待が疑われる事案など、専門的な関わりが必要な場合は、市も含めた各関係機関が連携して対応している。 ・近年、相談内容の多様化・複雑化が進み、経済問題や家族関係等世帯全体の支援を必要とする事例が増加傾向である。そうした課題にも速やかに対応し、スムーズな問題解決に結びつくよう、福祉相談課をはじめ市役所内の関係部署との連携を深めていく必要がある。 	A
	社会福祉課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の総合窓口である福祉相談課と連携し、取り組みを進めている。 	A

(3) ひとり親家庭への支援体制の充実					
52	自立促進に向けた支援の充実		○ ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、医療費や児童扶養手当、母子家庭奨学金の助成などの支援を行います。		
	子育て支援課		実施	・福祉医療費や児童扶養手当、母子家庭奨学金については、ひとり親家庭の経済的な負担軽減と生活の安定、親と子の健康の保持、推進に努めた。また、職業訓練給付等、自立に向けた給付も行った。	A
53	相談体制の充実		○ ひとり親家庭に対して生活に必要な情報を提供するとともに、様々な相談に対応するための体制の充実を図ります。		
	子育て支援課		実施	・ひとり親自立支援員を配置し、随時様々な相談に応じ、関係機関や制度に繋いだ。また、母子寡婦福祉会との連携により、ひとり親生活支援講習会や情報交換事業を開催し、身近な相談支援を行った。	A

IV 安心・安全な男女共同参画社会づくり

重点課題2 生涯を通じた健康支援

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針	達成度
(1) 男女の健康管理対策の推進					
54 妊娠・出産に関する保健指導の充実		<p>○ 妊娠時などの女性の健康管理のため、妊婦と家族に対する各種支援やパパママ教室を実施し、妊娠、出産などの正しい知識の普及とその重要性について、妊婦だけでなく子どもの父親やその家族にも教育、啓発に努めます。</p> <p>○ 妊娠、出産など、女性の身体的機能について理解を深め、生涯にわたる健康について、女性も男性も自ら主体的に考えることができるよう啓発、支援を行います。</p>			
	保健医療課		実施	<p>・妊娠届出時に妊婦アンケートを行い、必要時相談や家庭訪問を実施し不安解消や軽減に努めている。妊婦とその夫等を対象に、妊娠、出産、子育てや食生活・歯科の知識を深めるように「パパママ教室」を実施している。NPO法人とも連携し、ひろば事業の紹介やマタニティジャケットの試着によりパートナーへの啓発コーナーも実施している。令和2年度から日曜日開催をし、就労者も参加しやすいよう工夫した。産前訪問の連携を行い、来所していない妊婦へパパママ教室の案内を行っている。</p>	A

55 不妊に関する相談 などの支援		○ 不妊治療助成制度や不妊治療に関する情報を提供するなど、不妊に悩む方に支援を行います。			
	保健医療課		実施	・ 不妊治療等助成制度については、ホームページにて広報を行い、不妊に悩む方への支援を行っている。不妊治療助成件数も年々増加している。今後も不妊に悩む男女が相談しやすいサポートづくり、不妊治療に関する正しい知識、情報の提供が必要である。	A

(2) 生涯を通じた健康づくりの支援					
56 健康づくりのための啓発活動の推進		<p>○ 生涯にわたる健康の保持増進に向け、各年代に応じた健康づくりに関する啓発活動を今後も継続していきます。</p> <p>○ メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査や特定保健指導を、参加しやすいよう内容や日程を工夫しながら実施し、生活習慣病予防のための啓発を継続して実施します。</p> <p>○ 子宮がん、乳がんなどの予防と早期発見の自己検診法を普及させ、市民健診受診率向上に努め、生涯にわたる健康づくりの支援を行います。</p>			
	保健医療課		実施	<p>・ 特定健診の受診率・特定保健指導の実施率は青壮年期層で低い傾向がみられる。特に新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年度は、受診率が落ち込み令和3年度は回復傾向ではあるが、まだ低い状態である。</p> <p>平成26年度から健診を受けやすいよう休日健診を、令和元年度からは、子育て世代の受診を促すため、集団健診会場に保育ルームの設置も行い、令和3年度も休日健診、保育ルームは場所を増やして実施した。</p> <p>・ 女性特有のがん検診（子宮がん検診）については、対象年齢の方にクーポン券を配布、受診勧奨や医療機関での受診など受けやすい配慮を行なっている。</p> <p>・ 健康の保持増進のため、ホームページやLINE、CATVを活用し、健康情報を発信した。</p> <p>・ 今後も様々な手段で性別問わず幅広い年代に健康に関する知識の普及啓発を継続していく。</p>	B

57	過度なアルコール摂取や喫煙の危険性の啓発と、薬物乱用防止対策の推進	○ 過度なアルコール摂取や喫煙の危険性について、多様な媒体を活用して啓発に努めます。 ○ 薬物乱用の危険性についての啓発や教育など、薬物乱用の根絶に向けた取組を推進します。			
	保健医療課		実施	・薬物の乱用防止のための普及啓発活動を実施している。今後も引き続き実施する。	A
58	心身の問題に関する相談体制の充実	○ 専門職による個別相談など、各年代における心身の問題に対する相談体制の充実や、女性が抱える様々な悩みに対する相談、訪問を継続して実施します。			
	保健医療課		実施	・保健師・心理士・相談員等が連携し相談・訪問を実施している。今後も引き続き実施する。また、心身の問題と関連性がある睡眠講座等を実施し、専門家より具体的な実施方法を学んでもらい、心身の健康に繋がる支援を継続していく。	A
	人権政策課		実施	・専門のカウンセラーによる「女性相談（フェミニストカウンセリング）」を月2回実施している。	A
59	性と生殖に関する意思の尊重	○ ライフステージに応じて、女性の生涯にわたる健康について、女性も男性も自らが主体的に考えることができるよう、学校などと連携しながら健康教育や啓発を行います。			
	保健医療課		実施	・児童生徒への思春期保健指導に関する教材等の貸し出しを実施し、若いころからの女性の健康や母性に関しての啓発を実施している。今後も、学校等と連携し引き続き健康教育や啓発を実施する。	B

IV 安心・安全な男女共同参画社会づくり

重点課題3 あらゆる男女間の暴力の根絶

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針	達成度
(1) 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発					
60 ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた意識啓発		○ ドメスティック・バイオレンスの防止に向けて府や市が行う講座や研修に関する情報提供を行い、参加者増に努めます。 ○ ドメスティック・バイオレンスをはじめとする男女間のあらゆる暴力を防止するため、多様な媒体を活用して啓発に努めます。			
	人権政策課		実施	・配偶者等からの暴力をなくす運動期間（11月12日から25日）に、啓発やパープルリボンライトアップ等を実施し、市民啓発を行った。 ・新成人に対し市成人式においてDV対策（デートDVや相談窓口等）の広報を行った。	A
61 ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた教育の推進		○ 幼稚園や学校等の人権教育の一環として、ドメスティック・バイオレンスやデートDVの防止に向けた教育を行います。			
	園部幼稚園		通年	・人に愛され大切にされているという体験や、一人一人の良さが活かされ、自己発揮できる環境の中で自分が好きだという自己肯定感を育む。 ・園の様子を伝える機会を作り、幼児が愛されていると感じられるようなかかわりなど、園長が保護者に向け講演会を行う。 ・行事の際、我が子に好きな所を伝える取組を行い、子どもと向き合い、コミュニケーションを大切にする保護者意識の向上につなげる。	A
	八木中央幼児学園		通年	・自己肯定感を高められるよう、家庭や地域の人との関りを大切に保育を進める。 ・人権教育の一環として、職員の意識向上に努める。	A

	八木東幼児学園		通年	・家庭的な雰囲気の中で、一人一人が、愛され大切にされ、あるがままの姿を受け止めると共に、一人一人の良さが活かされ、自己発揮できる環境を大切にし、自己肯定感・有用感を育み、仲間を大切にする集団作りに努めている。	B
	園部保育所		通年	子どもが育つ家庭環境は様々で、大人からの影響を受けている。保育所では子どもの言葉や行動から、不適切な養育環境が見えた時は、関係機関と連携を図り対応をする。	B
	城南保育所		通年	年齢に応じた愛情深い関わりを通して自己肯定感や自尊感情を培い、互いを認たり大切にしたりする心を育てる。	B
	日吉中央保育所		通年	・子ども同士のやり取りの中で、衝突を見守りつつお互いの話を聞き、自分と相手との思いや考え方の違いが存在することに気付けるよう働きかけている。	A
	胡麻保育所		通年	友達と遊びや生活を共にする中で、相手の持ちに気付き、自分の気持ちをコントロールしたり、自分の気持ちを言葉で伝えたりできるようにしている。	A
	みやま保育所		通年	・幼少期から自分や他人の人権の大切さを学ぶために、子どもの人権を尊重した保育を行う。 ・パンフレットや刊行物の配布、ポスターの掲示をし啓発、広報につとめた。あと3ヶ月継続して取り組んでいく。	A
	知井保育所		通年	・幼少期から自分や他人の人権の大切さを学ぶために、子どもの人権を尊重した保育を行う。 ・パンフレットや刊行物の配布、ポスターの掲示をし啓発、広報につとめた。あと3ヶ月継続して取り組んでいく。	A
	人権政策課		実施	・配偶者等からの暴力をなくす運動期間（11月12日から25日）に、園部高校正門および南丹市国際交流会館をパープルボンライトアップを実施し啓発を行った。	A

(2) 相談支援体制の充実					
62	相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口の周知のため、市独自のチラシや情報カード（相談先などを記載したカード）の作成を行うとともに、女性相談事業や警察など関係機関との連携を図り、身近な相談窓口として利用いただけるよう努めます。 ○ 男性でも相談しやすい環境の整備に努め、男性の被害者も積極的に相談するよう、啓発に努めます。 			
	人権政策課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門のカウンセラーによる「女性相談（フェミニストカウンセリング）」を月2回実施している。 ・ 相談窓口周知のため、市独自の情報カードを作成し、公共機関等（女性トイレなど）に設置した。 ・ 南丹市人権教育・啓発推進協議会と連携し、成人式の記念品に市独自の情報カードを添付し、新成人への啓発を行った。 	A
(3) 被害者の保護・自立のための支援					
63	被害者の保護・自立のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の民生委員・児童委員をはじめ、人権や地域福祉等に関わる団体や個人などとも連携して、ドメスティック・バイオレンスの被害者の早期発見と未然防止に努めます。 ○ 被害者の状況を把握した上で安全性の確保と情報管理を行い、各種の支援を行います。 ○ ハローワークなどを活用するなど、就労に関する情報提供を行います。 ○ 経済的に困窮している人に対し、適切な制度の運用による支援を行います。 			
	人権政策課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者が相談しやすいよう女性相談員による対応や相談室への誘導を心掛けている。 相談は、随時電話や面談等により受け付けており、被害者支援につながるよう市役所他部局をはじめ警察や京都府など関係機関との連携・情報共有を行う。 	A

(4) 被害者に対するカウンセリング等の支援					
64 加害者に対する再発防止に向けた支援		○ ドメスティック・バイオレンスの加害者に対し、カウンセリングなどの適切な支援を行い、再発の防止に努めます。			
	人権政策課		実施	・京都府によるDV加害者更生カウンセリングの情報提供紹介を行った。	A